

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	紹介議員氏名	付託委員会名	議決結果
5 年 第 1 号	5. 3. 3	<p>消費税インボイス制度の実施中止または延期を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>国は、消費税率の区分ごとに「消費税率、商品の税抜き価格、消費税額」を記入した請求書等（インボイス）を発行しないと消費税の仕入税額控除を受けられないとするインボイス制度（適格請求書等保存方式）を、2023年10月より実施しようとしている。</p> <p>事業者がインボイスを発行するためには発行事業者として登録することが必要になるが、売上高が1,000万円以下の消費税免税事業者であっても課税事業者になることが求められる。インボイス制度の導入は、消費税の免税制度を事実上否定するものであるとともに、インボイスを発行していない取引の仕入税額控除を否認するものである。これは税率引き上げを行うものではないが、目に見えない消費税の増税といわざるを得ない。また、消費税課税事業者にとっても、売上高に対する消費税から業種によって決まった割合を仕入に対する消費税とみなして控除する簡易課税制度が廃止または縮小されて事業者の事務負担が重くなる、あるいは取引先との間で消費税をめぐる混乱や分断がおこるといった問題がある。</p> <p>インボイス制度の導入によって消費税の課税を強化することは、新型コロナ禍と物価高騰に対する経済対策としては役に立つものではなく、むしろ逆行するものと私たちは考える。コロナ禍と物価高騰から中小零細事業者や個人事業主の事業を守り再生させるために、下記の事項を請願する。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>1 消費税インボイス制度の実施を中止または延期することを求める意見書を国へ提出すること。</p>	茨城県商工団体連合会 会長 鷹嶋 信一 外1名	江 尻 加 那	総務企画	不採択